

令和 6 年 4 月 12 日

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 署挨拶
- 4 協議事項

1) 総会について

支部員への総会案内は 26 日理事会で総会日程承認後に議案書と共に配布致します。

整い次第連絡致しますので取りにおいてください。

委任状は 5 月 20 日までに（締切り厳守）取りまとめ提出してください。

2) 教養訓練について

指導員教養訓練及び支部員教養訓練日程について

日時：令和 6 年 6 月 22 日 (土) 午後 12 時 10 分 現地集合
11 月 23 日 午後 1 時～午後 3 時 教養訓練

場所：戸塚自動車学校

雨天決行 荒天中止

★詳細後日 日程確保をお願い致します。

3) 会費納入について

請求書に誤りがないか確認してください。4 月中に会費納入をお願い致します。

また、各支部の最新名簿を会費納入時にお持ちください。

4) 春・秋キャンペーン中の従事者人数を区役所に報告するので、各支部の のべ立哨人数を事務局までご連絡ください。(春は 4/6~15)

その他

・証紙のキャッシュレス化・マイナンバーカードの運転免許証一体化について

○ はまっ子交通安全教室 追加日程

- 5 月 08 日 (水) 和泉小 立木谷ヶ原 3 名
- 5 月 31 日 (金) 中田小
- 6 月 07 日 (金) 西が岡小
- 6 月 17 日 (月) 義務教育学校緑園学園
- 6 月 20 日 (木) 岡津小

5 月は開催しません。

※次回の運営委員会 6 月 14 日 18:30~

コメント

1. キャッシュレス決済導入について（会計課 佐藤）

(1) 昨年6月に申請窓口において、キャッシュレス決済と収入証紙による収納の併用を行っていたが、昨年9月に併用を断念し、キャッシュレス化一本の導入とした。

本年2月22日、県議会で県警本部長が一刻も早い導入ということを答弁している。

(2/26付き朝日新聞参照) よって令和7年4月からは収入証紙の制度は廃止となる。収入証紙の払い戻しの経過措置は検討中である。

2. 地区安協にキャッシュレス決済端末を置けない理由（事務局長 青山）

(1) 地区安協は交通安全活動という警察業務と深く関連していることで行政財産を借用しているが、利益を得るための目的では借り入れはできない。現状は入会費徴収、写真撮影業務を行って収入を得ている。また、警察の事務所の中で地区安協の職員がキャッシュレス決済による収納業務の委託での業務はできない。

(2) 入札の問題

54地区安協がそれぞれキャッシュレス収納の入札をすることは不可能で県安協が入札するしかない。入札で落ちても県安協職員ではない地区安協の人が仕事をすることができない。

(3) ワンストップ

ワンストップしてほしいという県民の声、利便性の問題

3. 県安協の思い

(1) 証紙販売者の警親会から協力金が来ているので、県安協でこれに付け加えて地区安協に一般助成金を交付している。しかし、警親会からの協力金は減少してきている。
(専務理事は、今まで通り継続していきたいと述べた)

(2) 業務委託を県警本部に申し入れしている。

- ア. 警察窓口にキャッシュレス決済端末を置くが、その手数料徴収業務を県安協が受け、これを地区安協に委託して地区安協職員を県安協の職員に移行というかたちで実施したい。
- イ. キャッシュレス決済対応の人と、現金払いの人との案内業務を入札で取りたい。しかし、入札自体確定ではない。入札にならない可能性があり、埼玉県では警察がすべて行っている。

(3) 将来的に車庫証明現地調査の業務の受託を考えている。

(4) 優良免許更新時に県安協による講習が終わった後、地区安協への入会案内を申し入れていく。一般講習修了時にも、入会案内を申し入れていく。

4. お願い

地区安協においては、収入業務とボランティア業務を行っているが、ボランティア部分を続けてほしい。指導員への県からの収入があり地区安協がなくなく支給できなくなる。(指導員の組織運営の維持困難になる)

さらに、支出面の見直し、賛助会員の増強、パート事務員の採用、あるいは他のボランティア団体、たとえば安管や防犯協会等との事務局の一体化等を考えて地区安協を続けてほしい。

マイナンバーカードについてのコメント

1. マイナンバーカードと運転免許証の一体化

3つのパターンの保有が可能とする。

2. メリット

住所変更手続きのワンストップ化他、

4. 5. 6. 項目参照

3. デメリット

マイナンバーカードのみ所持の者が同カードを紛失した場合、再発行に1ヶ月程度必要であり、自動車の運転ができない状態となる。従ってマイナンバーカードと運転免許証の両方を持つものが一定数増えるのではないかと思われる。

4. その他

- (1) 免許更新の申請書の用紙の様式が変わった。令和6年1月4日から神奈川県は変更になっている。
- (2) 免許センター等において対面でマイナンバーカード ICチップを出して免許情報を入力、記録する。地区安協では難しい作業である。
- (3) 令和7年1月に一体化開始と考えている。

5. 質問 (戸部安協 鈴木)

現状の免許証も継続され顔写真は必要です。行政財産と収益事業の問題で写真撮影事業についてはどういう対応になるのか。結果については早めの連絡をお願いしたい。

以上

資料	マイナンバーカードと運転免許証の一体化について	令和6年3月26日 県警察運転免許課
----	-------------------------	-----------------------

1 背景

令和3年12月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の施策の中では、マイナンバーカードと運転免許証の一体化の実現について示され、同施策に係る法整備として、令和4年4月に道路交通法の一部を改正する法律が公布された。改正道路交通法の公布に伴い警察庁では、マイナンバーカードと運転免許証の一体化について令和6年度末の少しでも早い時期に一体化した各種手続を開始する旨を示している。

2 マイナンバーカードと運転免許証の一体化

- 免許を受けようとする者や免許証を所持する者から申出があれば、免許センター等において、運転免許に係る情報をマイナンバーカードに記録する。
- 本人の希望に応じ、
 - ① 免許情報が記録されたマイナンバーカードのみを所持すること
 - ② マイナンバーカードと運転免許証の両方を所持すること
 - ③ 従来の運転免許証のみ所持することの3つのパターンの保有が可能となる。

3 住所変更手続等のワンストップ化

免許情報が記録されたマイナンバーカードのみを所持する者は、住所、氏名等に変更が生じた場合、事前に必要な措置を講じておけば、警察への変更手続を要しない。

4 経由地更新の見直し（対象者の拡大）

免許情報が記録されたマイナンバーカードのみを所持する者の経由地更新については、経由地公安委員会の窓口において免許情報記録の書換えを行うことによって迅速に行うことができることから、その申請を当該有効期間が満了する日まで行うことができる。また、経由地更新の対象者を優良運転者から一般運転者まで拡大する。

5 運転経歴証明書に代わる運転経歴情報の記録

運転経歴証明書の交付を申請できる者は、運転経歴情報をマイナンバーカードに記録することができる。

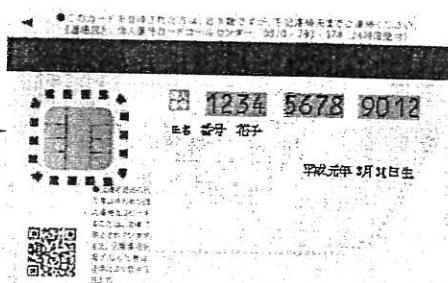
6 オンラインによる更新時講習の受講

更新時の講習をオンラインで受講できるようにするもので、モデル事業として4道府県で優良運転者及び一般運転者を対象にして先行実施しており、マイナンバーカードと運転免許証の一体化と一緒に全国実施される予定である。

一体化のイメージ

※ 記録する免許情報の内容は、マイナンバーカードのICチップの容量を超過しない。

マイナンバーカード



【特定免許情報の記録】

- ・有効期間の末日
- ・免許番号
- ・免許の種類・免許条件
- ・顔写真 等

氏名：日本花子 令和6年5月1日生



※ 免許情報は、マイナンバー等が記録されている領域とは区別された

領域に記録（警察は免許情報のみを読み取ることができる）

各地区交通安全協会会長 殿

日頃より地区交通安全協会の皆様には、交通安全活動等に多大なるご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

この度、県警察といたしましては、以下の方針のとおり進めて参りますので、ご承知おきのほどよろしくお願ひいたします。

- | | |
|-------------------|--|
| 1 キャッシュレス決済端末導入時期 | 最短で令和7年3月頃を予定 |
| 2 収入証紙の廃止時期 | 最短で令和7年3月末頃を予定 |
| 3 キャッシュレス決済端末導入場所 | 運転免許センター及び54警察署
その他手数料業務を取扱う警察本部の一部所
属等。 |

これまで、収入証紙販売所として、並々ならぬご尽力をいただいた各地区交通安全協会の皆様には、重ねて、心より感謝申し上げます。

令和6年3月26日
神奈川県警察本部
総務部会計課長

